

令和8年度 蔵王町合併処理浄化槽設置整備補助事業について

合併処理浄化槽を設置する場合、設置費用の一部を予算の範囲内で町が補助します。

□ 補助対象の条件

- ・ 公共下水道及び流域下水道の事業計画許可区域及び農業集落排水事業実施決定区域以外の地域
- ・ 町内に住所を有する者（予定を含む）
- ・ 自らが居住する専用住宅（別荘や店舗兼住宅は対象外）
- ・ 処理対象人員が10人槽以下の浄化槽
- ・ BOD除去率が90%以上かつ放流水の水質がBOD20mg/l以下まで処理する能力があり、浄化槽法の構造基準及び国庫補助指針に適合するもの。

□ 補助事業の進め方

- ① 宮城県知事浄化槽工事登録業者に工事を依頼する。
- ② 浄化槽設置事前協議書を提出する。
- ③ 浄化槽設置届出書を提出する。
- ④ 補助金交付申請書を提出する。
- ⑤ 補助金交付決定後、工事に着手する。
- ⑥ 中間検査を依頼する。
- ⑦ 工事完了後に速やかに実績報告書を提出する。
- ⑧ 完了検査を依頼する。
- ⑨ 補助金交付額決定の通知後、請求書を提出する。

□ 補助金の金額

延べ床面積	浄化槽の人槽	補助限度額
130 m ² 未満	5人槽	332,000円
130 m ² 以上	6～7人槽	414,000円
二世帯住宅	8～10人槽	548,000円

*二世帯住宅とは、浴室及び台所がそれぞれ二つある建物をいう。母屋と離れの場合も含むが、離れは一棟に限る。

□ 維持管理について

- ・ 高性能の浄化槽を設置しても、維持管理がずさんでは水質を悪くしてしまいます。維持管理は設置者の責任で行うこととなり、次のことが義務付けられています。

項目	内容	回数	方 法
保守点検	点検・補修等	年4回以上	宮城県の登録を受けた専門業者に依頼
清 掃	汚泥の引き抜き	年1回以上	町が許可している業者
定期検査	法律に基づく検査	年1回	指定検査機関に依頼

□ 注意事項

- ・合併処理浄化槽の入替等は補助対象外となります。詳しくは担当（蔵王町環境政策課
Tel 0224-33-3007）までお問合せください。
- ・設置する浄化槽の人数は建築延べ面積によって法律で定められており、原則として任意に人槽の区分は変えられません。なお人槽とは使用人員のことではありません。

○ 補助金交付申請提出書類

- 1 補助金交付申請書（様式第1号）
※ 町内転入予定者は、確約書（別紙1）
- 2 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書（1～5面）の写
- 3 浄化槽設置（変更）事前協議書の写
- 4 設置場所の案内図・建築平面図
- 5 住宅を借りている場合は、賃借人の承諾書
- 6 工事請負契約書の写
- 7 浄化槽の構造図（浄化槽認定シート）
- 8 浄化槽の配管図（浄化槽の設置場所及び管系統図）
- 9 登録浄化槽管理票（C票）
- 10 国庫補助指針適合の登録証の写（浄化槽登録証）
- 11 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいて登録された保証登録証
- 12 浄化槽設備士免状の写（浄化槽設備士の資格を昭和62年度以前に取得した方は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写）
- 13 工事見積書
- 14 その他町長が必要と認める書類

○ 実績報告書提出書類

- 1 実績報告書（様式第5号）
※ 町内転入者は、住民票
- 2 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写
- 3 浄化槽法定検査依頼書の写（浄化槽法第7条に基づく検査）
- 4 浄化槽設備士によるチェックリスト（施工状態の確認書）
- 5 工事行程を確認できる写真
- 6 浄化槽工事請負契約書の写
- 7 浄化槽設置届出書及び使用開始届の写
- 8 完成図面
- 9 その他町長が必要と認める書類